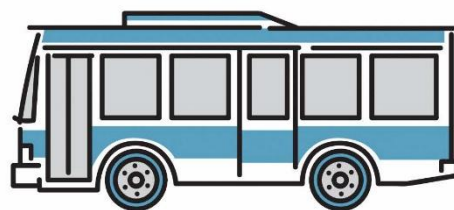


令和7年度
第5回

延岡市地域公共交通会議

資料



報告事項 1 市道改良工事に伴う 中央まちなか循環バスの迂回運行の延長について

令和7年11月17日開催の第4回延岡市地域公共交通会議にて、市道「西出北通線」の道路改良工事による通行止めに伴い、中央まちなか循環バスは一部の区間を迂回して運行し、また、乗降者数の多い停留所については、臨時の停留所を一時的に設置し、地域の公共交通手段を確保することを報告しておりましたが、工事の進捗状況を鑑み、迂回運行を延長します。

1. 道路改良工事の概要

	第1工区	第2工区
制限箇所	西出北通線 延岡市惣領町	西出北通線 延岡市出北
工事の期間	令和7年11月25日 ～ 令和8年3月31日 ～令和8年6月30日	令和7年11月16日 ～ 令和8年3月13日 ～令和8年6月30日
該当の停留所	惣領町、出北1丁目	東出北、出北、石丸会館前、 ホームワイド出北前

2. 対象路線

中央まちなか循環バス（あたご号・しろやま号）

3. 迂回運行の概要

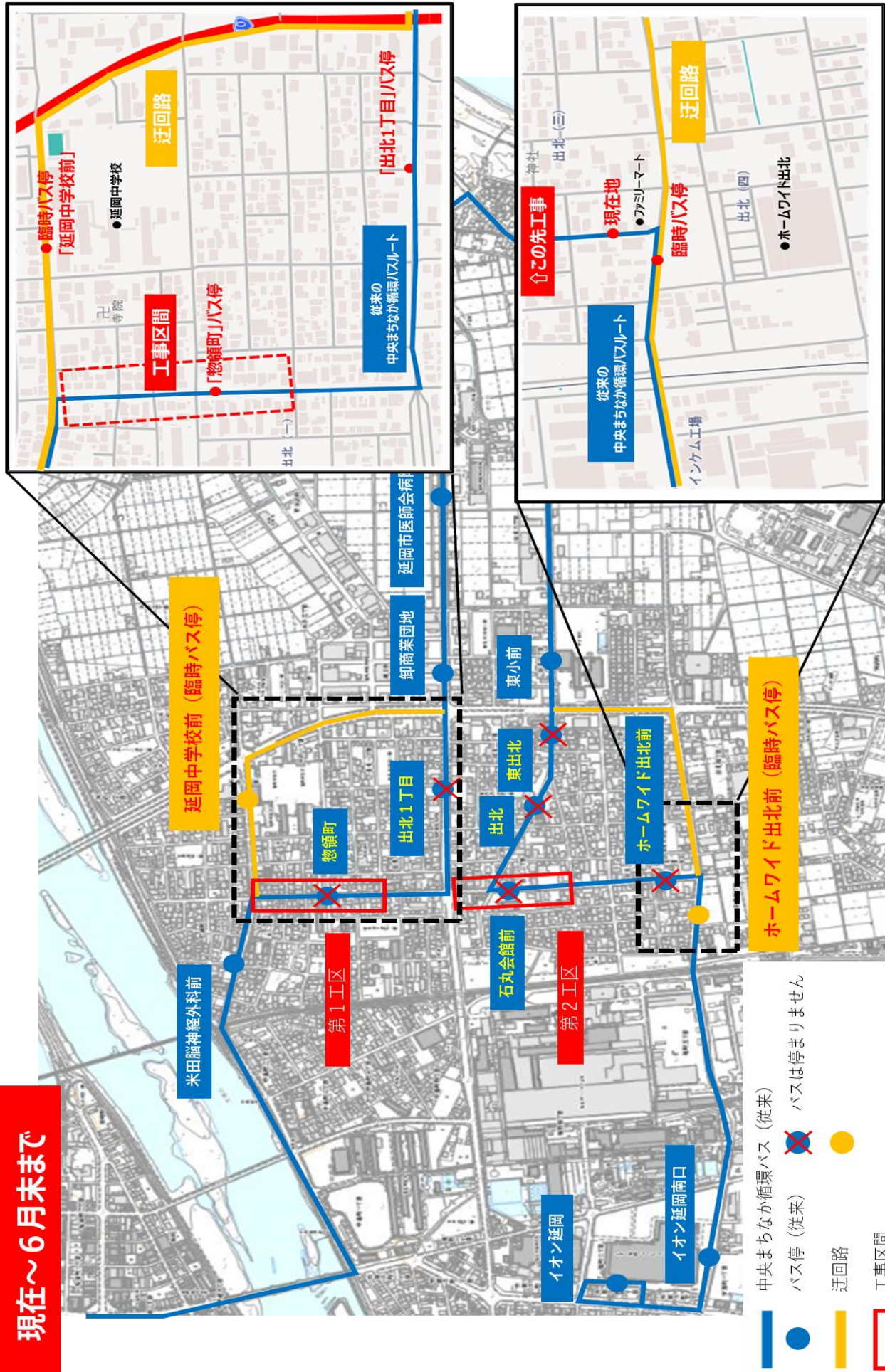
これまでどおり、利用者の多い「ホームワイド前」「惣領町」は臨時の停留所を設置し、工事区間を避けて迂回運行を行います。工期の延長に伴い、迂回運行の終期を3月末から令和8年6月30日まで延長します。なお、地域への説明としては、お知らせ文書の回覧、停留所への掲示、対象区長への説明を予定しております。

4. 参考 対象の停留所別の乗降者数

対象期間：2025/9/1～10/31 実績

	乗車	降車	合計	今回の対応
出北	23	17	40	迂回運行
東出北	15	22	37	迂回運行
石丸会館	6	7	13	迂回運行
ホームワイド前	58	72	130	臨時停留所を設置
惣領町	39	53	92	臨時停留所を設置
出北1丁目	32	48	80	迂回運行

現在～6月末まで



報告事項2 乗合タクシー西階・浜砂線実証運行の実績について

令和8年1月7日（水）より実証運行を行っている乗合タクシー西階・浜砂線について、これまでの運行実績を報告します。

詳細は「延岡市地域公共交通会議 資料2」
をご覧ください

協議事項1 令和8年4月以降の乗合タクシー西階・浜砂線の実証運行について

西階・浜砂線の実証運行期間は令和8年3月27日（金）までとしておりますが、季節ごとの変動も含めた長期的な需要を見極めるため、令和8年4月1日（水）以降も実証運行を継続する必要があるため、交通会議での協議をふまえて期間を延長します。

1. 延長後の実証運行期間について

現在：令和8年3月27日（金）まで

延長後：令和9年3月31日（水）まで

2. 期間延長に係る予算について

運行委託料：3,427,000円

- ・令和8年度当初予算において予算要求している額です。
- ・令和8年3月議会における議決後、実施の準備を行います。

3. 本格運行への移行について

- ・実証期間中は、利用者や、運行する宮崎県タクシー協会延岡支部の意見も聞きながら路線・ダイヤの見直しを行います。
- ・1運行あたり利用者数が便平均2人以上で「乗合が成立する」など、継続して一定の利用が見込まれると判断される場合、交通会議で協議の上本格運行へ移行します。
- ・本格運行へ移行する際は、財源として地域公共交通確保維持改善事業の活用を検討します。

協議事項2 自家用有償旅客運送に係る登録の更新について

コミュニティバス「北川線」については、「自家用有償旅客運送者」登録の有効期間が令和8年3月13日までとなっていることから、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、次のとおり自家用有償旅客運送の更新登録の申請を行います。

1. 自家用有償旅客運送の更新登録を受ける者

名称 延岡市
住所 延岡市東本小路2番地1
代表者 延岡市長 三浦 久知

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線

路線名	主たる経過地	キロ程
上赤線	上赤・下赤	25.6km
下塚線	本下塚・鎧	31.9km
瀬口線	本瀬口	16.5km
家田線	山の手	13.69km

4. 事務所の名称及び位置

名称	位置	備考
延岡市役所	宮崎県延岡市東本小路2番地1	
宮交タクシー(株)延岡営業所	宮崎県延岡市平原町1丁目993	

5. 事業所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

使用車両1台 マイクロバス型車両（乗車定員25名）
予備車両1台 ワゴン型車両（乗車定員10名）
持ち込み車両1台 ワゴン型車両（乗車定員10名）※事業用

6. 運送する旅客の範囲

市民及びその親族、その他日常の用務を有する者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

1乗車あたり100円（中学生以下は無料）

8. その他

(1) 運行業務の委託

延岡市は当該コミュニティバスの運行業務を、道路運送法第4条の規定により国土交通大臣の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を行う者に委託する。

(2) フリー乗降区間

運行区間は、すべてフリー乗降とする。(国道の区間を除く)

(3) 過去の実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数(人)	6,235	5,950	5,620	5,099	4,930
運賃収入(円)	623,500	595,000	562,000	509,900	493,000

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	5,229	4,908	4,230
運賃収入(円)	522,900	490,800	420,750

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の7の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1. 登録番号 | 九宮市交第 14 号 |
| 2. 登録の有効期間 | 令和8年3月13日まで |
| 3. 名称
住所
代表者氏名 | 延岡市
宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市長 三浦 久知 |
| 4. 自家用有償旅客運送の種別 | 交通空白地有償運送 |
| 5. 路線及び区域 | 別紙のとおり |

令和7年8月19日

九州運輸局宮崎運輸支局長 天野 重信



別紙

上赤線

	起点	主たる経過地	終点	キ口程
1	延岡市北川町川内名10134番8地先		延岡市北川町川内名9496番6地先	7.0 km
2	延岡市北川町川内名9496番6地先		延岡市北川町川内名9743番9地先	2.5 km
3	延岡市北川町川内名9496番6地先		延岡市北川町川内名7055番1地先	13.1 km
4	延岡市北川町川内名7055番1地先		延岡市北川町長井5751番地41	3.0 km

下塚線

	起点	主たる経過地	終点	キ口程
1	延岡市北川町川内名870番地先		延岡市北川町川内名1416番地先	9.9 km
2	延岡市北川町川内名1416番地先		延岡市北川町川内名38番地先	3.2 km
3	延岡市北川町川内名1416番地先		延岡市北川町川内名2317番7地先	4.8 km
4	延岡市北川町川内名2317番7地先		延岡市北川町川内名2199番4地先	3.0 km
5	延岡市北川町川内名2317番7地先		延岡市北川町川内名7055番1地先	8.0 km
6	延岡市北川町川内名7055番1地先		延岡市北川町長井5751番地41	3.0 km

瀬口線

	起点	主たる経過地	終点	キ口程
1	延岡市北川町川内名4158番1地先		延岡市北川町川内名3130番1地先	5.8 km
2	延岡市北川町川内名3130番1地先		延岡市北川町川内名2979番地先	0.4 km
3	延岡市北川町川内名3130番1地先		延岡市北川町川内名7055番1地先	6.4 km
4	延岡市北川町川内名7055番1地先		延岡市北川町長井5751番地41	3.0 km
5	延岡市北川町川内名4902番1地先		延岡市北川町川内名4983番1地先	0.9 km

家田線

	起点	主たる経過地	終点	キ口程
1	延岡市北川町長井8番114地先		延岡市北川町長井1546番地先	1.5 km
2	延岡市北川町長井1546番地先		延岡市北川町長井759番1地先	0.09 km
3	延岡市北川町長井759番1地先		延岡市北川町長井1202番地先	3.4 km
4	延岡市北川町長井1202番地先		延岡市北川町長井4051番地先	1.2 km
5	延岡市北川町長井4051番地先		延岡市北川町長井3355番地2先	1.2 km
6	延岡市北川町長井4051番地先		延岡市北川町川内名7055番1地先	3.3 km
7	延岡市北川町川内名7055番1地先		延岡市北川町長井5751番地41	3.0 km

協議事項3 地域の団体による互助輸送の実施について

本市では、地域の団体が主体となる地域交通づくりの取組みに対する補助制度を運用しています（延岡市地域交通支援補助金）。今年度は、3団体がこの補助金を活用しながら地域交通づくりに取り組んでいるところです。

今回、新たに2団体が本補助金を活用して互助輸送による移動支援の実施を希望していることから、互助輸送の該当性や既存の地域交通との連携などについて協議を行います。

1. 互助輸送とは

地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送のことです。

2. 延岡市地域交通支援補助金とは

公共交通空白地域有償運送（実績なし） 補助上限額 ▶▶▶ 200万円

法律（道路運送法）にもとづき許可・登録を受けて有償で行う運送です。

○補助対象者：社会福祉法人、NPO法人等

○補助対象経費：燃料費、自動車損害賠償保険料、自動車借上料、講習会受講料、人件費等

互助による輸送（3団体） 補助上限額 ▶▶▶ 160万円

法律にもとづく許可・登録を受けず、ボランティアで行う運送です。

○補助対象者：NPO法人等、5人以上の団体（規約が必要）

○補助対象経費：燃料費、自動車損害賠償保険料、自動車借上料、人件費等

3. 団体の互助輸送の概要

次ページ以降参照

地域連携型互助輸送 事業実施計画書

実施主体	NPO 法人 陽の環
活動の目的 (解決したい課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・陽の環に通う児童・生徒や免許を持たない方の輸送 ・バスが運行していない時間帯やケアの必要な方の安心できる移動
活動開始時期	令和8年4月(予定)
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・予約制(前日までに予約) ・交通空白の時間帯における互助輸送として、利用者から運賃等の費用を徴することなく輸送支援を行う。
利用対象者	陽の環の利用者や延岡～北浦間を移動したい方(子ども、高齢者など)
運行範囲	延岡市
運行ルート	延岡市街地 ⇄ 北浦町
運行日	平日、イベントのある土・日
運行時間帯	朝 9:00～10:00 夕 15:00～16:00
利用料金	なし
使用車両	プリウスα(ドライバー所有車両)
車両保管場所	延岡市愛宕町
運転手	4人(当法人スタッフ)
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全講習の受講(えんりょう自動車学校にて) ・車両の保守点検を行う。
自動車保険	対人賠償:無制限 対物賠償:無制限 同乗者補償:3,000万円
利用見込人数	60人/月
支援制度の活用	延岡市地域交通支援補助金を活用予定
今後の対応	※延岡市の支援制度を活用予定

地域連携型互助輸送 事業実施計画書

実施主体	方財舩い会
活動の目的 (解決したい課題等)	方財地区は路線バスが通っているが、1日2回程度と極めて少なく、互助輸送によって路線バス停留所や買い物先、医療機関へ移送支援することで、この地区の交通課題解消を図り、外出の機会創出につなげる
活動開始時期	令和8年4月(予定)
運行形態	・道路運送法上の許可又は登録を要しない互助輸送として、利用者から運賃等の費用を徴することなく移送支援を行う。
利用対象者	方財地区住民のうち、自分で公共交通機関を利用することが困難な者。
運行範囲	延岡市方財町～市内一円。
運行ルート	方財町～旭町～愛宕町～方財町
運行日	平日・土曜日
運行時間帯	8:00～15:00
利用料金	1日1人500円
使用車両	カーリース
車両保管場所	延岡市方財町(運営委員 自宅敷地内)
運転手	方財区住民
安全管理	・バリアフリーに配慮された車両を利用する。 ・運行管理を行うスタッフを配置し、運転士に対して毎朝アルコール検査を行う。
自動車保険	対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 搭乗者傷害：5,000万円 車両保険：150万(免責金額5万円)
利用見込人数	50人 /月
支援制度の活用	延岡市地域交通支援補助金を活用予定
今後の対応	市の支援制度の申請前に、市の指導に基づき、利用規約(事故発生時に適用する保険の範囲、管理責任者、連絡体制等の明示を含むものであって、利用会員に予め提示し、了承を得るためのもの)を整備する。